

別記第1備考

- 1 改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級及び号給は、2の場合を除き、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。
- 2 切替日の前日において改定前の教育職給料表（三）の適用を受ける職員で切替日において改定後の教育職給料表（三）の適用を受けることとなるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、これらの者の切替日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）に対応する別表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 前記2により新級が定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。
- 4 前記3により新号給が定められる職員の旧号給を受けていた期間は、新号給を受ける期間に通算する。この場合において、人事委員会の定める職員の旧号給を受けていた期間については、他の職員との均衡上必要な調整を行うものとする。

別 表

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級